

愛知県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱（案）

（総則）

第1 介護ロボットや ICT 機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図るため、介護ロボットや ICT 機器等の導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内において愛知県介護テクノロジー定着支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2 愛知県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設（以下「介護事業所」という。）の開設者とする。

（交付の対象及び補助率）

第3 『「平成5年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業の実施について」の一部改正について』（令和6年6月4日付厚生労働省老健局長通知）の別紙1「令和6年度（令和5年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に基づき行う次の事業のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

（1）介護ロボット等の導入支援

国要綱4（1）アで定める介護ロボット等を導入する事業。なお、国要綱4（1）ア（イ）で定める「実施主体が判断した機器」は次の①から⑤の機器とする。

「都道府県が必要と認める台数」は見守り機器にあっては、従来型施設は20台まで、ユニット型施設においては、2ユニットの定員までの台数を限度とし、原則、1ユニットの定員単位での導入（特段の事情がある場合はこの限りではない）とする。また、見守り機器以外の介護ロボットについては、定員数までを限度とする。

- ①床走行式リフト
- ②一括で調理支援を行う機器
- ③加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車
- ④バイタル情報等を基に職員へ通知を行うシステム
- ⑤特殊浴槽

（2）ICT等の導入支援

国要綱4（2）アで定める ICT 等を導入する事業。

（3）介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

国要綱4（3）アで定める介護テクノロジーのパッケージ型導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境を整備する事業。

2 補助率は、いずれの事業も4/5とする。

（交付の算定方法）

第4 基準額及び補助対象経費は別表のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。

（1）別表の第1欄に掲げる事業の区分について、第2欄に定める区分ごとの基準額と第3欄に定める対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2）（1）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。

（3）（2）の補助基本額に前条第2項で定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。（算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

2 ICT等の導入支援については、国要綱4（2）イ【留意事項】により、補助年度を超えた1事業所当たりの補助上限額が規定されているため、前項（3）により算定された額に調整を行うことがある。

（補助金の交付の条件）

第5 この補助金の交付の決定には、国要綱4（4）及び5並びに6で定めるもののほか、次の条件が付されるものとする。なお、国要綱4（4）で定める「導入支援と一体的に行う業務改善支援」については、厚生労働省ホームページ「介護分野における生産性向上の取組の普及・啓発について～過去のイベント等～（https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_forum.html）1（3）動画」の視聴又は愛

知県・あいち介護生産性向上総合相談センター主催の「生産性向上に向けた研修会」の受講をもって代えるものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(事前協議)

第6 補助事業を実施しようとする介護事業所は、別紙様式1により知事に対して事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議は、1法人あたり2事業所までとし、提出の際は優先順位を付すものとする。

3 知事は、第1項の規定による協議を受けた場合は、その内容を審査し、補助する必要があると認めるときは、事前協議の結果を法人に通知する。

なお、応募多数の場合は、次の事項とともに、公平性や補助効果を考慮し、優先して採択することとする。

(1) 令和6年度に「あいち介護生産性向上総合相談センター」から介護ロボットやICTの導入等に向けた具体的な業務改善支援（伴走支援や試用貸出等）を受けている介護事業所

(2) 令和5年度の「愛知県介護事業所人材育成認証評価事業」で認証を受けた介護事業所

(3) 過去に「介護ロボット導入支援事業費補助金」及び「介護事業所ICT導入支援事業費補助金」の交付を受けていない介護事業所

4 第1項に定める事前協議書の提出期限は、別に定める。

(交付申請)

第7 前条第3項の通知を受けた法人は別紙様式2を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による交付申請があった際は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5条に規定する事項を条件として補助金の交付を決定し、介護事業所に通知するものとする。

3 第1項に定める申請書の提出期限は、別に定める。

(申請の取り下げ)

第8 規則第7条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第9 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合、第7条に定める申請手続に従い、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

(1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助目的を損なわない業務改善計画の細部の変更

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第10 規則第13条の規定による実績報告書及び添付書類は、別紙様式3のとおりとする。

- 2 前項に定める実績報告の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の1月31日のいずれか早い期日とする。

(補助金の交付)

第11 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第12 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式4により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。提出部数は1部とする。

- 2 前項の報告があった場合において、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(実施細則)

第13 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日に施行し、令和6年 月 日から適用する。